

西新井町自治会 代議員の役割

足利市西新井町自治会会則第7条により選出された代議員は、第8条（役員の仕事）に当たる。

- ① 隣組の互選によって選出される。
- ② 任期は2年。
- ③ 定期総会、役員会議、各種催し物への会議等々に出席。
予算等の審議を行う。
- ④ 各種催し物への参加。
納涼祭 廃品回収 敬老会 体育祭 文化祭等
- ⑤ その他自治会より要請のあった事柄。
- ⑥ 年末自治会館清掃。

代議員の選出隣組

No.	隣組	No.	隣組
1	1, 2	9	19, 20, 21
2	3, 4, 6	10	22, 24, 27
3	5, 7	11	32, 45
4	8, 9, 47	12	31, 33, 34
5	10, 11	13	35, 36, 37
6	12, 16	14	39, 40, 41
7	14, 15	15	42, 43, 44
8	17, 18, 50	16	48, 49, 51
		17	13, 29, 30,

23, 25, 26, 28, 38, 46, は賃貸住宅の為なし。



以上